

**第2回 大雪山国立公園松仙園地区利用適正化計画協議会  
議事概要**

平成28年3月7日（月）15:00～16:40

上川町役場 大会議室

1. 開会
2. あいさつ 環境省北海道地方環境事務所 番匠統括自然保護企画官
3. 議事

**(1) 松仙園地区利用適正化計画素案について**

**資料1：松仙園利用調整地区 利用適正化計画（20160212素案）**

**資料2：松仙園利用調整地区 利用適正化計画案の検討（主要検討箇所）**

（事務局）資料1は前回提示したものに前回協議会のご意見を反映している。資料2に主要な検討箇所を整理しており、それを中心に確認したい。

（事務局）資料2 3.利用調整地区の指定に関する事項 について説明。

（会長代理）前回ご説明のとおり、利用調整地区制度については、一定のルールの下で区域に入ることが義務付けられることとなる。松仙園地区のルールとしては施設整備規模を小さくするため一方通行となるということ、また人数制限がかかるということである。人数制限に関しては、影響が考えられるのは紅葉シーズンであり、それ以外は利用が多くないため大きく影響するということではないと考えている。まず、3.に関して現場の状況を踏まえてご意見頂きたい。

（会員）利用期間を7/10～9/30としているが、年によって降雪量が変わる。7月に入っても雪が多く、ぬかるんでいることがある。開始時期を7月の中旬や下旬など、もう少し遅らせてもよいのではないか。また将来的に登りだけでなく下りも使えるとよい。

（事務局）利用期間は仮に設定している。確かに雪は残っていることもある。秋の利用がメインとすれば、もう少し遅らせてもよいかもしれない。

（会員）愛山溪の山開きは6月の最終土日で、前の週に調査をしている。松仙園は通っていないため不明だが、過去に7月中旬に山岳連盟の自然保護委員会で通過した際は、湿原の雪は解けているが、沢に下りるところは雪渓がかなり残っている状況であった。紅葉も良いが、花を見に来る人もおり、7/10頃は花が咲いており時期として妥当では。終わりの9/30も雪の季節がくる前ということでとりあえずよい。3年毎に見直せるのでとりあえず妥当と考える。

（会員）年によって期間を多少前後させることはできないのか。

（会長代理）年によって雪の状況は異なることは確かであり、制度的に可能か検討したいと考えている。制度上3年間変更できないものは規制期間であり、融雪・無雪・降雪期の境は、事前調査をして関係者で協議し検討するような柔軟な運用をすることも考えられる。

（事務局）車両通行止めの時期は10/20頃か。道道が開いていけば行けてしまう。

（事務局）道路閉鎖はおよそその頃の連休明けである。

（会員）日付ではなく道路状況で判断していると聞いている。

（事務局）安全をとって規制期間を10/31までにしても問題ないか。

（会長代理）スキー利用もまだなく、問題ないだろうと思うが。

- (事務局) 10/31 であれば確実に道道は閉鎖しているので問題ない。
- (事務局) 融雪期と降雪期については、立入りの人数制限を加えるのか。
- (事務局) 実際は 0 名として立入りを認めない方向。0 名と記載ができない場合は条件を厳しく設定し、実質の立入りはできないようにすることを考えている。
- (事務局) 雪融けがはやい場合、前倒しで入ることができるのだろうか。
- (会長代理) 先程のように柔軟な運用をすると考えた場合、数日前に今年はいつから入れるというアナウンスを行うことになる。
- (北海道大学 愛甲准教授) 計画を読む限り、融雪・降雪期に強く規制することが読み取れないのでは。また必要に応じて立入りを制限するとの記述は、逆に普通は入れるという誤解を招くのでは。
- (事務局) 融雪・降雪時期は 0 名の認定という制限となる。利用調整地区制度自体立入りを制限する制度であり、段階的な制限が発生することとなる。
- (会員) 融雪・降雪期の設定は必要なのか。無雪期の 7/10～9/30 は利用し、それ以外は利用しないということではダメなのか。
- (事務局) その場合、融雪・降雪期の期間は制限がなくなり、実質自由利用となる。道道のゲートが開いていると使われてしまう可能性がある。
- (会員) 完全立入り禁止にできないのか。
- (事務局) 歩道管理者として通行止めは可能だが、法的な縛りがなく罰則が適用できない。
- (会員) 立入り規制期間以外となるが春山スキーの利用は可能か。
- (会長代理) 春スキーは 5 月中には終わると考えており、6/9 までは自由に利用できる。この頃まで植生を保護するだけの積雪があるという見解による。
- (会員) 看板などを設置することと思うが、この時期は親子グマの出没も多く、危険なため注意喚起のアナウンスが必要。また一方通行ということであるが、八島分岐から入る利用がないように看板が必要。
- (事務局) 看板とゲートをつける予定である。  
本日確認しておきたいこととしては、規制期間を融雪・無雪・降雪の 3 つに分けること、規制のスタートが 6/10 でよいかということ、利用可能な無雪期の期間が 7/10 からよいかということであるがいかがか。
- (会員) 質問であるが大雪地域でスキー利用の期間は設定していないのか。また、松仙園のコースのみ規制をかけ、他の登山道は自由利用であるということについて、利用者に説得性をもって説明できるのか。
- (事務局) 春スキーの期間設定は特にない。上川地区登山道等維持管理連絡会で取り決めた地域ルールでは登山道から雪に直接アクセスできる場合は滑走可だが、雪渓が登山道から切れて植生を踏むこととなる場合は遠慮してもらおうとしている。特段時期設定はしていない。
- (会員) 旭岳ロープウェイではスキーの持ち込みを断る案内をしているが。
- (事務局) 旭岳にはスキーコースがあり、積雪深が基準を切った際、スキーを持ち込まないように事業者が案内している。下から担いで利用することは可能。
- (事務局) 他の地域との整合性はとれなくなるが、松仙園を特別な体験を行う場所とするということである。
- (会長代理) 松仙園地区には重要な湿原植生があり、守るためにもルールがあつてしかるべきという認識。融雪期の湿原利用は遠慮してくださいということから一歩進んで先進的な事例として取り組みたいと考えている。
- (会員) 個人的には理解しているが、全体に広く納得してもらえる説明をすることが

難しいと感じている。

(事務局) 次の内容に進みたい。資料 1、資料 2 4. モニタリング内容について説明  
(会員) 湿原であり植生調査は重要であるが、その他、木道整備に伴う土壌侵食や乾燥化のモニタリングは考えているか。例えば木道下の水路深さを計測することで水みちの侵食状況を把握することが可能。また利用状況について、利用申請書から把握とあるが、認定外の立入りを把握する方法は考えているか。利用申請書だけからでは、融雪・降雪期の無断立入りが発生した場合に把握ができなくなる。申請書からと限定せず、定期的に現地調査により把握するという言葉をいれては。

(事務局) 乾燥化については植生調査で把握できないかと考えている。植生調査内容については植生の専門家と相談したいと考えている。侵食については基準点をどう設定するかという課題はあるが、木道の沈み込みなど把握できるとよい。立入りの認定数と実数の違いを計測することは考えているが、書き方を検討中。

(会長代理) 計画の記述からは毎日ではないが、定期的にパトロールを行うことが読み取れる。カウンターならば良いかもしれないが、カメラ等で監視する場合、法違反の監視となり、計画の記載内容としてはそぐわない。実際に運用してあまりにひどければ、計画とは別のところで対応を行うことになる。

(事務局) 資料 2 5. 立入り認定手続きのガイドラインについて説明

(会員) 1 グループ 15 名で代表者 1 名とあるが、登山会などでそれ以上になった場合、代表を増やすということか。

(事務局) 代表者認定は子供の利用に限定している。大人は全員、個人での認定手続きが必要。

(会長代理) 例えば学校利用の場合、子供を含め 15 人を超える場合、引率の大人が 2 人以上ついてもらうということになる。

(事務局) 200 人/日という数はこれまでの利用から算出されたものだが、例えば大変な人気でた場合、3 年間は見直しできないのか。

(会員) 愛山溪では平成 27 年の紅葉時期に登山利用 162 人/日という実績があり、松仙園でもピークは紅葉の時期と想定される。仮に 162 人に松仙園の 200 人が足された場合、駐車場の容量に問題はないかということがある。このあたりは愛山溪倶楽部の方に確認が必要。

(会員) 過去には紅葉時期に駐車場が満車で並んだ経験もある。

(会長代理) この制度の中で駐車場整理員まで確保することは考えておらず、ピークの日混乱しないように配慮が必要。

(事務局) おおむね 200 人という設定はできないのか。

(事務局) それはできない。過去の利用をみれば 200 人/日は良い線と考えている。

(事務局) やって見ないとわからない部分もある。

(会長代理) 場所を考えると、愛山溪の入口で今日は入れませんという誘導を行うことが望ましい。

(事務局) 利尻では混雑カレンダーというものが作成されており、混雑状況が予想できる。運用が慣れてくればそのような対応も可能。

(事務局) 道道の電光掲示に表示できないか。

(会員) 知床では規制期間などの周知は対応しているが、知床五湖の渋滞情報などのタイムリーな内容を出すことは難しい。手前の世界遺産センターや道の駅で知床五湖の渋滞情報を周知している。

- (事務局) 道路管理者は土日休暇であり、リアルタイムな情報更新はできない。道道の入口の愛山溪ドライブインで情報を出してもらうことは考えられる。
- (会員) ポロシリのように許可の事前申請制はできないのか。事前申請であれば突発的な混雑は発生しない。
- (事務局) コストとの関係がある。サービスを上げて、認定料も上げるかという判断。知床五湖では予約制をとっているが、予約サイトの運営は大変である。現段階では利用人数が読めず、ある程度利用が見込めた場合に検討するということかと思う。
- (会員) 愛山溪には登山利用だけでなく、温泉利用も多い。事前予約等で、数の制限をすると営業妨害になる可能性もある。
- (会員) 松仙園が満と表示されれば、営業妨害になるかもしれない。
- (会員) 実際、それほど利用されないのでは。
- (会員) これまで年間でも 1,500 人程度の利用だが、開いていることがわかり、来る人もいるかもしれない。
- (会長代理) 平成 27 年のように秋の 5 連休があった場合、渋滞が発生し、温泉利用者は不便になることも考えられる。温泉と松仙園の利用はトレードオフとなる。松仙園利用を増やせば温泉利用は減ってしまう。そこを配慮して 200 人/日という数を検討する必要がある。利用人数を考えると予約サイトは非現実的である。指定管理者の方が宿泊予約のように電話予約で手間無くできるということであれば別だが、管理者ができなければ難しい。
- (会員) 外部からの動植物の持ち込みについては、利用者のモラル・マナーに任せるのか。例えば靴底の消毒を行う等の具体策はしないのか。
- (事務局) 愛山溪倶楽部にはちょうど水道栓と靴洗い場がある。沼の平側の利用でも利用できる。看板などの周知で対応が可能。
- (会長代理) 外来種の持ち込みは努めることとされており、網や竿の持ち込みは違反となる。
- (会員) 動植物を非意図的に持ち込むという非意図的という表現は不要ではないか。誤解を招く。
- (事務局) 愛山溪倶楽部で長靴の貸し出しなどはできないか。
- (事務局) 愛山溪倶楽部での長靴の貸し出しはサイズの揃えの課題などあり、需要によると思う。
- (会員) 靴底を洗うことは、下山時はやるが、登る時はやらない。松仙園の入口にマットを置くなど、具体的な取り組みがあってもよい。ここから利用調整地区であるという演出としても効果がある。
- (事務局) 西大台や知床五湖でも確か設置している。
- (事務局) 礼文ではグレーチングを置いていた。あってもよいだろう。
- (会長代理) 一方通行利用に関して、ヒグマと遭遇した場合は除くといった具体的な記載をしているが、これに限定する記述が適正か。他の理由として体調不良の場合はどうするかということもある。まじめに捉えられて無理をして登山されても困る。
- (事務局) 知床の記述を参考にしてしているため、ヒグマの記述は削除し、緊急やむを得ない利用がある場合と簡潔に書く方法もある。
- (会員) ヒグマとの遭遇について 3 箇所に記載があり、くどい印象がある。
- (会長代理) 計画には項目ごとに記載するため、このような記載となっている。ヒグマの記載を減らしてすっきり書くということはある。
- (事務局) 歩道の管理又は・・・の項目については、融雪・降雪期の 0 名認定を想定していたが、そもそも立入りを認定しないため不要と考える。

(会長代理) 今の項目は削除して、ヒグマの記載については、他の緊急理由も考えられるため、ヒグマに限定されないように記述を整理したい。

(事務局) 参考まで知床ではものを食べるなどということを盛り込んでいるが、松仙園では行程も長く制限は不要と考えている。

(会員) せいぜい食べ歩きをするなどということ。

(事務局) 食べ歩きをしないというのは定義が難しい。

(会長代理) ヒグマもいるため、料理をするなどということも思うが、法律に基づいたガイドラインとするかということもあり記載していない。

(会員) 火気を使っての食事はしないということ。

(会長代理) お茶も沸かせないのかということもある。

(事務局) 高原温泉では任意ルールで火気は禁止している。

(会員) その件でクレームはない。なお持ち込んだお湯でカップラーメンはよいがスープを完全に飲みなさいとしている。

(事務局) ゴミ捨てや拡声器を使うことは法規制されている。

(会員) 野営指定地がなく宿泊はできないということでしょうか。

(会長代理) 立ち入りは1日としており、日を越した利用はできない。

(会員) 一般的な利用マナーは認定書に記載されるのか。

(事務局) 認定書に記載すると法規制のようになるため、看板など別の手段で周知となる。

(会員) トレイルランは認めるのか。

(会長代理) 前の人を抜かしたり、歩道を踏み外さないという前提で、登山者との区別はない。また、ガイドラインのうち、登山靴・長靴利用の記述について、トレイルランのシューズの扱いはどうかということもある。この記述自体、ガイドラインに盛り込むことは法律的に難しいかもしれない。その場合、マナーの周知での対応となる。

(会員) 大抵踏み外す人は靴の装備というよりも、濡れることが嫌な人である。ガイドラインに踏み外すなど記載があり靴の装備について触れなくとも問題はない。

(会員) トレイルランは大雪では認めていないのではなかったか。

(事務局) 大会の開催は追い抜きによる踏み外しが心配されるため、遠慮してもらっている。通常のトレイルラン利用の規制は難しい。また往復利用ができればという意見があったが、まずは影響回避のため一方通行とし、状況を見て往復利用を検討することとしたい。利用調整地区制度は地域の皆さんで育てていくようなことが理想と考えている。

(会長代理) 本日の協議内容をもとに素案を修正したい。協議内容を資料2に沿って再確認する。

- ・利用調整地区の名称は「松仙園利用調整地区」とする。
- ・区域については道有林と今後調整する。
- ・利用調整の期間については、開始を6/10からとし、終了は10/20では道道が冬季閉鎖になるのかが不明であり、10/31までとしたい。なお3年毎の見直しとする。
- ・期間については融雪・無雪・降雪の3期間を設定する。なお期間の柔軟な運用については今後検討。
- ・無雪期の開始日については7/10では早いという意見があり、7月中旬の連休利用を考慮して、7/14としたい。

- ・利用の上限については現状利用からとりあえず 200 人/日とする。
- ・一方通行、立入る者毎の申請を行うこととする。
- ・ガイドラインについて、動植物の持ち込みの記載で非意図的などという表現は削除する。
- ・ヒグマと遭遇したものが避難する場合という記載は削除し、やむを得ない理由という簡潔な記載とする。
- ・歩道の管理又は・立入りが制限された歩道を通行しないという項目は削除する。
- ・登山靴、長靴利用については、計画として盛り込めない場合、マナーとして取扱う。

以上が本日の意見のまとめとなるがよろしいか。

(一同合意)

## (2) その他

(事務局) 今回意見を反映し利用適正化計画案として作成したい。次回開催は年度明けとなる。およそ意見をいただいたので、今後は行政による会議となる。今回の議事録、修正内容については参加の皆さんに周知する。なお本会の資料・議事概要については、環境省の HP に近日アップデートを行う。

(会長代理) 制度の変更時などは再度協議会を開催し、御意見を伺うことになる。

(閉会)